

でんさい® 受取利用のポイント

「でんさい®」は株式会社全銀電子債権ネットワークの登録商標です。

1 利用準備(受取利用)

受取開始までのステップ

STEP 1

案内状が届く



内容の確認

でんさいへの切替時期、
金融機関手数料の有無等の確認

1 利用準備(受取利用)

受取開始までのステップ

STEP 2 利用の検討



コストメリットの試算

手形とでんさいの諸費用を確認

※金融機関によって異なります

当事者間の合意で領収書をなくすことも可

※領収書を発行する場合でも、でんさい支払であることを記入すれば非課税



社内事務・会計システムの確認

支払条件や会計処理等の確認



社内決定

社内全体で意思を統一し、メリット等を共有

1 利用準備(受取利用)

受取開始までのステップ

STEP 3

でんさい
契約・回答



でんさいの利用契約

取引金融機関へのお申込み



回答書の返送

取引先に「利用者番号」と、
「決済口座情報」を回答

利用準備(受取利用)

STEP 4 利用準備・ 受取開始



初期設定

でんさいを取扱う権限者等の設定



社内事務・会計システムの整備

STEP 2をもとに整備



受取開始

(受取開始後)



他の取引先への案内

請求書や領収書郵送時に同封、FAXでの送信等

利用準備(受取利用)

- でんさいの受取開始には、支払企業からの案内状受領後、概ね1か月～3か月程度要しています。

対応事項(例)	1月	2月	3月	～
支払企業からの案内状受領、導入検討（支払条件の確認等）				
でんさい導入（受取）の社内決定				
でんさいの利用契約締結				
でんさい受取可能の回答送付（利用者番号・決済口座情報の通知） ※支払企業情報の登録（指定許可機能を利用する場合）				
でんさいの受取開始				

※対応事項および期間は、経理処理方法（自動消込の要否）、導入している会計ソフト（でんさい対応の要否）等により異なります。

利用準備(受取企業→支払企業への調整)

- 受取企業から支払企業に案内する企業も多くいらっしゃいます。

Point

過去に「でんさい」の受取を断っている場合でも、その後、利用を開始した際には、当該支払企業に「でんさいの受取が可能となった」旨を改めて連絡することをおすすめします。

その際、案内状で連絡する以外に、請求書などに利用者番号を記載し、取引先に案内する企業も多くいらっしゃいます。

受取企業⇒支払企業への案内状サンプル

でんさい受取対応開始の案内状サンプル

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

お取引先様 各位

〇〇〇〇〇〇〇〇

「でんさい」の利用開始について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社においては、債権管理業務の安全性向上と業務効率化の観点から、お取引先様の代金の支払いについて、「でんさい」に対応できるようにいたしました。

※「でんさい」は、株式会社金融電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権のことです。利用イメージについては、別紙「でんさいネットについて」をご参照ください。

つきましては、貴社において「でんさい」によるお支払いをご希望される場合は、下記の弊社担当部署までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

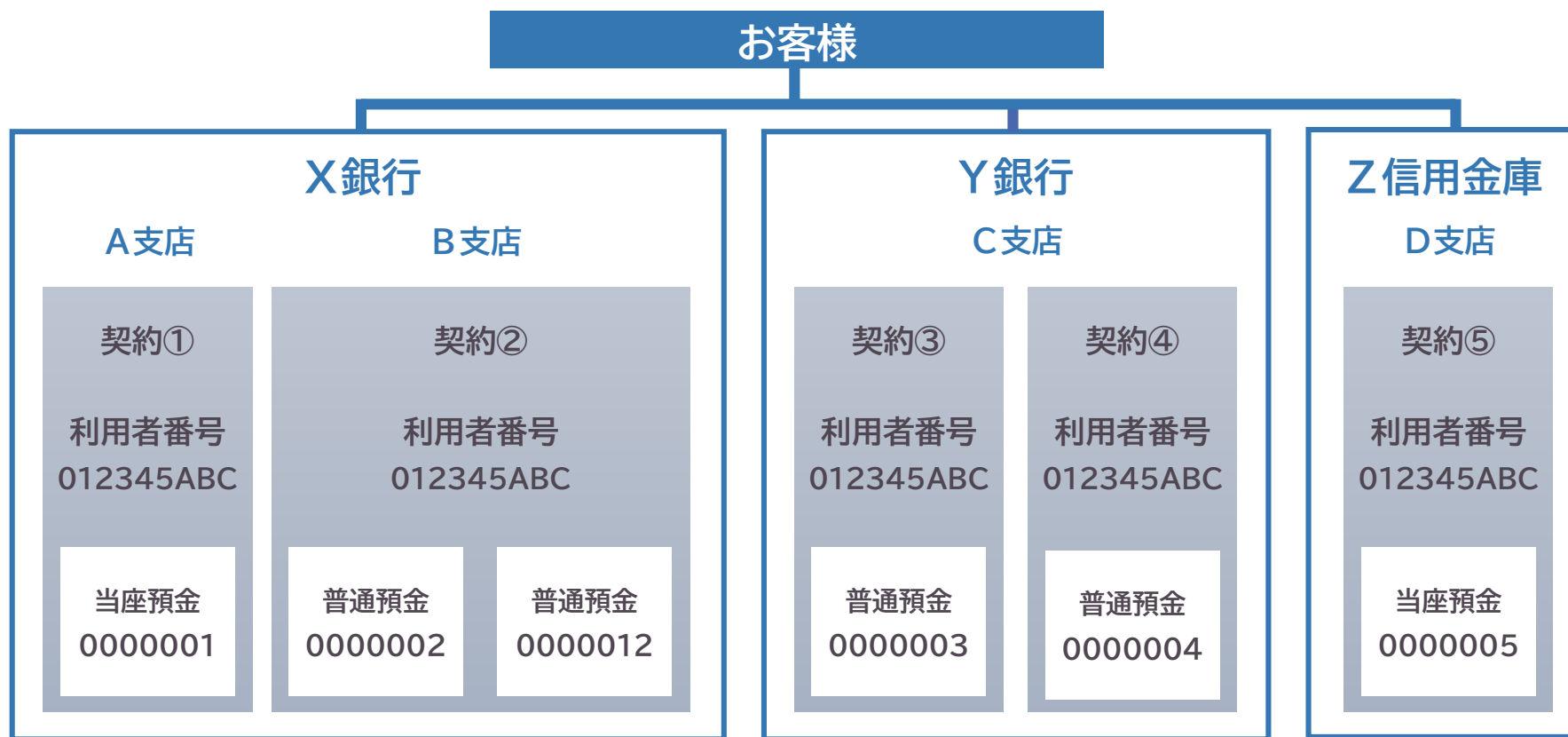
1. 弊社担当部署
部 署：
担当者：
電 話：
FAX：
メール：

2. 弊社の利用者番号および決済口座情報

利用者番号										
決 算 口 座	金融機関名					金融機関コード				
	支 店 名					支店コード				
	口座種別	口座番号				口座番号				
	口座種別	口座番号				口座番号				
変更可能時期					年			月		取引分

以 上

1 利用準備(利用者番号)



※契約可能な形態(1契約に複数口座設定、1支店に複数契約締結等)は、金融機関によって異なります。

Point

- ・ 利用者番号は、お客様を特定する9桁の英数字(I(アイ)・O(オー)・Z(ゼット)を除く)の番号です。
- ・ 取引先と取引金融機関が異なっても、でんさいの取引(振出・譲渡等)は可能です。
- ・ でんさいを受取および譲渡にだけ利用することが可能な「債権者利用限定特約」もあります。

B株式会社 ・ 業種：卸売業 ・ 設立：1955年

方針

親会社の方針に合わせ、でんさいの取扱いを検討
経理担当部署以外にもでんさい導入の理解が得られたのち、
でんさい導入を決定

導入の効果

■ 領収書の発行が不要

年間10万円のコスト削減

■ 手形現物の保管・取立が不要

月平均30枚の取立手形減少

■ 取引先からの入金が確実

資金繰りの精神的負担軽減

事例紹介(受取企業)

■ でんさい受取利用に向けた取組

(導入前)社内勉強会



でんさい受取スタート

(導入後)取引先との調整

メリットを社内共有することで、
その後の導入がスムーズに

導入時には断られた先に対しても
定期的に案内を実施

■ でんさい受取のデメリットと対応策

デメリット	対応策
管理対象が1つ増えた	管理業務をルーティン化
受信メールが増えた	メールではなく、でんさいの画面上で債権を確認

たとえ受取方法が1つ増えても、
手形1枚を受け取るより、でんさい1件を受け取る方がラクです。
まず取引記入機関にご相談を。

Q【受取利用を検討されている方】

取引先から「でんさい」で支払いたいと言われた。何から始めればいいのか。

A 取引金融機関に、利用の申し込みをしてください。金融機関から「利用者番号」が通知されたら、取引先に御社の利用者番号と入金口座(金融機関コード・支店コード・口座科目・口座番号)をお伝えください。

Q【受取利用を検討されている方】

取引先(支払側)が「でんさい」を発生させたと言っているが、分かる方法はあるか。支払期日まで何もしなくていいのか。

A 取引金融機関を通じて発生記録通知が届きますので、でんさいの画面上等で内容に誤りがないかをご確認ください。

そのままにしておくことで、支払期日にご指定の口座に自動入金されます。

Q【支払利用を検討されている方】

「でんさい」を今までは受取で利用していたが、今後は支払でも利用したい。何か手続が必要か。

A 現在の利用契約が支払でも使える契約形態かご確認ください。「受取のみ」となっている場合は、取引金融機関で債務者利用のお手続きをしてください。

※その他にも当会社ウェブサイト上で、よくある質問とその回答をご紹介しますので、でんさいネットウェブサイト「よくあるご質問」ページをご参照ください。